

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第3回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会庶務）

1 日時

平成15年11月4日（月）午後1時30分

2 場所

札幌高等裁判所第1中会議室

3 出席者

（委員）大久保慶一，門野博，長井敬子，中村仁，吉田克己（敬称略）

（庶務）矢野総務課長，須田総務課課長補佐

（説明者）河合事務局長

4 議題

提供された情報の取りまとめについて

5 協議結果

別紙のとおり

(別紙)

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会第3回協議結果

平成15年11月4日

- 1 第5回指名諮問委員会の協議結果報告及び第2回の当地域委員会で指名諮問委員会に照会することとした事項についての照会結果について庶務から報告された。
- 2 周知依頼の取扱いについて
 - (1) 委員長から次の事項について報告された。
 - ・ 指名諮問委員会からの回答を受けて、10月3日付けで当地域委員会委員長名で、札幌弁護士会会長及び札幌地方検察庁検事正に対し、他の庁会へ更に周知依頼を行うことは相当ではない旨の事務連絡を送付した。
 - ・ 10月14日付けで札幌弁護士会会長から当地域委員会委員長宛てに、札幌弁護士会が北海道内の他の弁護士会に対して更に周知依頼をすることは制度の趣旨に合致しているとの意見書の提出があり、この意見書には、当地域委員会委員長からの書面を送付される前の10月2日に札幌弁護士会から北海道内の他の弁護士会に対して更に周知の依頼をしたことが記載されていた。
 - ・ 10月30日付けで北海道弁護士会連合会理事長から、北海道の裁判官候補者については高等裁判所管内全域から情報を収集することが制度の目的にかなっていないとの意見書が提出され、こうした観点から、北海道弁護士会連合会から、北海道内の周知依頼を受けなかった弁護士会に対して、意見を受け付けることの周知を行った旨が併記されていた。
 - (2) 委員長から、これらの弁護士会の行動について遺憾の意を表明し、北海道弁護士会連合会理事長、札幌弁護士会会長、旭川弁護士会会長に対し、地域委員会委員長名の書面を送付することが提案され、文案が示された。
 - (3) 委員長の提案に対して、次の意見が出された。

- ・ 札幌弁護士会，北海道弁護士連合会に対して遺憾の意を表することは賛成しかねるし，書面を送付することも適切ではないので反対する。その理由は指名候補者となった地家裁の判事補が審理する事件の当事者，訴訟関係人及び代理人となった弁護士が当該地家裁管内に所在するとは限らないため，少なくとも道内4会から広く情報を収集することが適切であり，制度の目的にもかなっているからである。また，指名候補者のプライバシーを侵害することにもならないと思う。その意味では指名諮問委員会の周知依頼の取扱いに関する回答は説得性を欠く。また，指名諮問委員会からの回答を受けて地域委員会委員長名により弁護士会に対し他の会へ更に周知依頼を行うことが相当ではない旨の連絡が行われたとしても，それにより弁護士会としての行為を拘束することにはならないと考えられる。
- ・ 弁護士会委員もいる指名諮問委員会でルールを決めたのであるから，地域委員会は当然指名諮問委員会で決めたこのルールに従って地域委員会としてのルールを決めていくことになる。そうであるから札幌弁護士会などもそのルールに従うのは法曹として当然だと思う。札幌弁護士会などがこのルールに従わないのであれば，地域委員会としての意見を伝えるのがいいと思う。伝える方法としては，これまで書面でやり取りをしているし，地域委員会としての意見を明確にするためにも，書面の方がいいと思う。
- ・ 周知依頼の取扱いに関する指名諮問委員会委員長の意見は必ずしも説得的であるとは思えないが，地域委員会は指名諮問委員会の指示に基づいて活動するということ，指名諮問委員会の見解が出た以上は，それに基づいて地域委員会でこのようにして欲しいと考えたこととは違う行動をとる者があれば，それに対して要望をするというのは当然のことであると思うし，このことは拘束力とは別の問題であると思う。ただし，要望をする方法として，書面を送るのではなくて口頭で申し入れるという方法もあるのではないかとと思う。
- ・ 札幌弁護士会については地域委員会委員長の書面を受ける前の行動であ

り、北海道弁護士会連合会についてはそのような書面を送付していないことを考えると口頭で伝えることでもいいと思うが、書面を送るのであれば文案の表現は強すぎるので、もう少し柔らかいほうがいいと思う。

- (4) 協議の結果、一人の委員が反対であったが、札幌地域委員会としては、地域委員会からの周知依頼の取扱いに関する今回の北海道弁護士連合会、札幌弁護士会、旭川弁護士会の行動については問題のある行動であったとの認識を示すこととし、文書により当地域委員会の意見を伝えることとした。送付する文書の内容については、本日の委員会での各委員の意見を参考とするとの前提で、委員長に一任することとなった。
- (5) 当地域委員会が指名諮問委員会に照会した事項のうち、札幌への弁護士集中を前提に北海道内の他の弁護士会から札幌弁護士会に対して更に周知依頼をすることができるかについては、第5回指名諮問委員会での協議により、弁護士会から他の弁護士会に周知依頼を行うことは相当ではないが、当該裁判所における代理人としての活動の相当部分を担っている弁護士会が他にあるような場合には地域委員会からその弁護士会に周知依頼をすることも考えられるとされた。これを受けて、北海道内の札幌以外の裁判所と札幌弁護士会の関係がこのような状況にあるかどうかを判断する一つの指標として、北海道内の札幌地裁以外の各地裁本庁における本年1月から9月までに受理した民事第一審事件について、弁護士代理人の延べ人数、そのうちの札幌弁護士会所属弁護士の延べ人数を調査したことを委員長から報告し、調査の結果が庶務から報告された。
- (6) (5)の調査の結果、今回裁判官候補者のある地方裁判所については、札幌弁護士会所属弁護士が代理人として活動している割合が30%弱であるのに対し、裁判官候補者のある裁判所に対応する弁護士会所属の弁護士が代理人として活動している割合が60%近いこと及び重点審議者がいなかったことを前提に、委員長と委員長代理で協議した結果、指名諮問委員会の示した要件に該当しないものと判断して、本年度は当該地裁所属の裁判官候補者については、当地域委員会から札幌弁護士会に対する周知依頼を行わなかったことを報告し、これ

について各委員の承認を求めたところ次のとおりの意見が出され、一人の委員が反対意見であったが、承認された。

- ・ 今回の調査以外にも指標があると思われるので、どのような指標があるかも含めて弁護士会、検察庁の意見も聴くべきである。また、重点審議者かどうかを分けて考えることはすべきではないし、できるだけ広い範囲で情報を収集すべきであると考えるので30%という数字からすればこれからでも札幌弁護士会に対して周知依頼をすることが相当と思う。
- ・ 重点審議者でなければ特段の情報は限局的になると思われるので、(5)の調査で裁判官候補者の所属する裁判所に対応する弁護士会所属の弁護士が60%程度の割合で代理人として活動しているのであれば、周知依頼は当該弁護士会のみで十分であると考ええる。
- ・ 重点審議者ではなかったもので、委員長の採った措置で問題ないと思う。
- ・ 思っていた以上に地元の弁護士が活動しているので、今回に関しては札幌弁護士会に周知依頼しなくてもいいと思う。

3 提供された情報の取りまとめについて

庶務から、机上配布の当地域委員会に提供された情報の書面の概要説明と今回提供された情報が弁護士会の実施したアンケートによるものであることの説明がなされ、委員長から、このアンケートが段階的評価部分と具体的事例記載部分からなり、顕名であることの説明があり、更に、10月23日付け指名諮問委員会委員長から地域委員会委員長宛の書面（以下「指名諮問委員会委員長書簡」という）に基づいて、このアンケートを裁判官候補者の指名の適否に関する特段の情報として扱うことについての問題点が指摘された。これを受けて協議した結果、次のような意見が出されたが、指名諮問委員会委員長書簡の趣旨からすれば、今回当地域委員会に寄せられた情報は、その適格性に問題がある等の意見が多数を占め、一人の委員が反対であったが、今回当地域委員会に提供された情報については、裁判官候補者の指名の適否に関する特段の情報として取りまとめることはしないこととなった。

- ・ 指名諮問委員会の奥田委員長から示された見解は、一般規則制定諮問委員会の議事経過に照らしても相当性を欠くと思う。すなわち、同委員会においては弁護士会として指名候補者に対し適否の意見を述べるべきではないことが合意されているが、弁護士会においてアンケートを行った結果を集約して提出することについてはなんら不適當とはされていない。それにもかかわらず、指名諮問委員会において弁護士会のアンケートにつき不適當であるとの結論を出したのであれば、いつの指名諮問委員会において、どのような根拠に基づき不適當であるとされたものであるかが明確にされるべきではないか。また、今回地域委員会に提出されたアンケートは個々の弁護士が自らの責任において裁判官の日常的業務から得られた情報を頭名のうえで回答しているものであって、弁護士会が評価を加えたものではないことが明かな資料であるから、情報としての適格性には何ら問題がない。指名諮問委員会に送付されるのが相当と思う。
- ・ 組織が主体となって評価するのはだめだということは確認されていると思うが、個人が情報を提供することを組織が援助するというのであればいいのではないかと思うので、一律に、弁護士会がアンケートを行い、それに基づいて提供された情報がすべてだめだということにはならないと思うし、弁護士会としては地域委員会の活動に協力しているのではないかと思う。組織の援助がどの範囲まで許されるかの問題はあるが、個人が個人として意見を書くことが保証されていれば問題はないのではないか。指名諮問委員会委員長書簡が適切・妥当であるかどうか私にはわからないが、もう少しフランクに意見を聴いてもいいのではないかという感想も持っている。しかし、この指名諮問委員会委員長書簡がある以上、今回提供のあった情報は使用できないと思う。
- ・ 個人的には広く意見を集めた方がいいと思っているが、今回の弁護士会のアンケートがどういう方法で行われたかわからないし、アンケートを書いた人が裁判所宛に書いたのか、主催した弁護士会宛てに書いたのか不明確であ

る。また、全国的に同様なアンケートが実施されているのではないかとと思われることなど、今回の方法は適当ではないと思われる。指名諮問委員会委員長書簡が指名諮問委員会としての書簡であれば、今回提供された情報は適格性に問題があると考えていいのではないか。

- ・ 周知依頼を受けた弁護士会が所属の弁護士に情報提供を周知するに際して意見書の雛形を付けるというのであれば問題ないと思うが、5段階の評価をさせる必要はないと思う。札幌弁護士会の労力を考えると今回提出されたものが全く資料として残らないというのはいかがかと思うが、何かの形で残るのであれば、今回寄せられた情報は中央に提供する必要はないと思う。

4 その他

- (1) 委員長から、北海道弁護士会連合会理事長、裁判官候補者の所属する裁判所に対応する各弁護士会会長に対し、弁護士会が実施するアンケートにより裁判官候補者の指名に関する特段の情報を収集することの問題点を指摘し、今後は個人から情報を提供するように周知願いたい旨の文書を送付することが提案され、指名諮問委員会委員長の10月23日付け書簡を引用した地域委員会委員長名の書面の文案が示された。この提案に対して、次のような意見が出されたが、文案のうち4行目から7行目を削除するなどの修正の上で書面を送付することに、一人の委員が反対であったが、賛成する意見が多数を占めたので、本日の協議の結果を参考に書面を修正して送付することとなった。

- ・ 地域委員会が弁護士会に対して、アンケートの方式によることは適格性を欠く旨の書面を出すことには反対である。なぜなら、本日のこれまでの議論によってもアンケート方式が何故適格性を欠くのかの理由がはっきりしない。裁判官の日常的業務から得られた情報を個々の弁護士の責任において提供するためのひとつの方式であるから何らさしつかえないものと思う。また、アンケート方式をとることの適否の問題とアンケート内容の問題が議論されているが、弁護士会への書面送付の適否をめぐっては主に前者が議論されているのであり、この点については地域委員の中でも意見やニュアンスが分か

れている。このような状況のもとでアンケート方式が不適格であることを前提として弁護士会に書面を送付することは相当性を欠くと思う。

- ・ 地域委員会で求めている意見は裁判官候補者の再任の適否に関する意見であるが、今回提出されたアンケートの回答を見ると、記載した人にとって都合のいい裁判をしたかどうかを中心とした視点での記載しかなく、候補者が裁判官として育っていく将来性をも考慮した多面的、客観的な視点が全く入っていない。このような個人的評価を求めるアンケートは不適切であるので、この点を指摘した書面を送付することはやむを得ないと思う。
- ・ 再任の可否に関する情報については、その点に絞ったものだけに限定するまでの必要はないかも知れないが、今回、指名諮問委員会委員長書簡では明確にアンケートはだめだと言っているものであり、方法として適切ではないということになると思う。ただし、このことを書面で知らせる必要があるかどうかは、意見を留保させていただきたい。
- ・ 書面を送付することは賛成であるが、文案のうち「ところが」(4行目)からの4行は不要であると思われる。

(2) (5)の調査の結果から、来年以降、北海道内の札幌以外の裁判官候補者について、札幌弁護士会にも周知依頼をするかどうかについて協議した結果、旭川については調査結果の割合から見て代理人としての活動の相当部分を札幌弁護士会所属の弁護士が担っているとの判断も可能であるので、来年旭川の候補者があればその時点で協議し、指名諮問委員会に対して地域委員会としての意見を述べることとし、函館、釧路については一人の委員が反対であったが、代理人としての活動の相当部分を札幌弁護士会が担っているとは言えないとの判断を前提として、函館、釧路の裁判官候補者については来年以降も札幌弁護士会に周知依頼する必要はないことが確認された。

3 第2回札幌地域委員会の議事録について

事前に配布した第2回議事要旨の素案に対する各委員の意見を聴いた結果、意見のある委員からそれぞれ書面が提出され、これらの書面を参考に議事要旨を修

正した上で確定することとした。

4 次回以降の開催予定について

本年度の裁判官候補者に関する協議は終了したこと，来年度の裁判官候補者に関する当地域委員会の開催日時については，追って庶務から日程の調整をすることを確認した。